

議案第9号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(対象者が小児であり、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)」を削る。

第4条の2第1項中「(15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小児を除く。)」を削り、同条第2項中「15歳」を「18歳」に改める。

第5条中第2号を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。